

平成 19 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・~~拡充~~・~~延長~~）

（経済産業省・~~序~~）

制 度 名	親会社株式を用いた三角組織再編についての課税繰延措置	
税 目	法人税法第 2 条第 1 2 号の 8、同 1 1、同 1 6 第 6 1 条の 2 第 2 項、第 4 項、第 7 項 所得税法第 4 8 条 租税特別措置法第 3 7 条の 1 0	
要 望 の 内 容	<p>新たに会社法で制度化された合併等対価の柔軟化が平成 19 年 5 月 1 日から可能となるが、このうち親会社株式（外国親会社を含む）を対価とする合併、吸収分割及び株式交換を行うもの（三角組織再編成）について、一定の要件を満たしたのものにつき、税制適格（移転資産の簿価引き継ぎ等）となるよう措置する。</p> <p>1. 対象者 被合併法人、被合併法人の株主 吸収分割法人、吸収分割法人の株主 株式交換を行い完全子会社となった法人、その法人の株主</p> <p>2. 具体的要件</p> <p>①合併等を行う際にその対価として、合併法人等の親会社等（また、外国会社を含む。以下「親会社」という。）の株式を被合併法人等の株主に交付することをもって合併法人等の株式の交付に代えることができることとする。</p> <p>②適格合併等に係る税制適格要件の一部の判定については、親会社等と合併法人等を一体のものと考え、親会社等と被合併法人等との間で税制適格要件を満たすこととする。</p> <p>③上記①、②の要件を満たす場合は、合併等に係る被合併法人及び分割事業の移転資産について、簿価引き継ぎ等を行えるものとし、並びに完全子会社の資産について時価評価損益を認識しないこととし、合併法人等の株主については、株式の譲渡損益を認識せず、かつ、みなし配当を生じさせないこととする。</p> <p>なお、措置に当たっては、「対日直接投資加速プログラム」（平成 18 年 6 月 20 日）の内容を踏まえることとする。</p> <p>（注）「対日直接投資加速プログラム」（関連部分抜粋） 会社法の「合併等対価の柔軟化」に係る部分を平成 19 年夏までに着実に実施するとともに、関連する税制措置については、実施までの間に、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえて検討し、結論を得る。</p>	
	減税見込額 （平年度）	— 百万円

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>三角組織再編成はグローバルな組織再編成や、国内の純粋持株会社を中心としたグループ内の再編を容易とするツールの一つであり、こうした新たな組織再編成を円滑化させることにより、我が国企業の事業再構築及び競争力強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際的な競争の激化により、我が国企業は、効率化と競争力強化を進めることが喫緊の課題となっており、グループ内の経営資源の中核的事業への集中や、外国企業との企業間連携による外国企業独自のビジネスモデルや、ノウハウの吸収等による効率化、国際競争力の強化を進めることが必要。そのため、外国企業を含めた他の企業グループとの提携や、非中核事業部門（又は子会社）の他企業グループへの再編、グループ内企業の再編など、そのニーズに合致した多様な組織形態への機動的な移行が求められているところ。</p> <p>平成19年5月1日以降、新会社法により三角組織再編成を行うことで上記の組織再編成の実施が可能となるが、これらの新たな手段による組織再編成がより円滑に進むよう、三角組織再編成についても既存の組織再編成と同様に税制上の課税繰延べ措置等を可能とすることが必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の適正性</p> <p>三角組織再編成は、我が国企業の再生に資する柔軟かつ機動的な組織再編成の選択肢を広げるものであるが、既存の組織再編成については、一定の要件の下、合併等後の移転資産の継続支配を認め、当該移転資産等の簿価引継ぎ等を認めているところであり、三角組織再編成についても、親子間の資本関係の継続を通じて、移転資産の支配の継続が認められることから、同様に移転資産等の簿価引継ぎ等を認めることが適当である。</p>
<p>これまでの政策効果</p>	<p>――</p>

<p>政策の達成目標</p>	<p>三角合併等の新たな組織再編手法を活用したグローバルな組織再編成や、国内の純粋持株会社を中心としたグループ企業内の再編を円滑化することにより、我が国企業の事業再構築及び競争力強化に資する。</p>
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>――</p>
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>「政策の達成目標」に同じ。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>――</p>

<p>前回からの要望達成の理由 前か度にな理由</p>	<p>_____</p>
<p>当該項目の要望以外支援措置</p>	<p>_____</p>
<p>予算上の措置内容及び金額</p>	<p>_____</p>
<p>上記の措置項目と関係</p>	<p>_____</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>_____</p>